

イノシシ・シカ等の防護柵設置補助事業申請の皆様へ

1 補助金交付対象者

三次市内の農地で農作物等を生産する者

※居住地は三次市外でも対象

※家庭菜園は対象、花壇や法面等の農作物を栽培していない場所は対象外

2 補助対象経費

当該年度に購入した未使用の電気柵、トタン、金網等の防護柵の資材費

※のり網・識別テープ（ピンクテープ）、工具、運賃、設置作業費、中古品の資材は対象外

※税抜 5 千円以上の事業が対象

3 補助金の額

補助率は税抜 1/5 以内とし、1 申請者につき 6 万円／年度を上限とする。（百円未満は切り捨て）

4 交付申請時の提出書類

- ① 交付申請書 ② 領収書の写し（内訳の分かるもの）
③ 実施位置図 ④ 完成写真

※口座振替の場合には、引き落としが完了したことが分かる書類を提出すること（購買利用証明書等）

5 補助金請求時の提出書類

⑤ 請求書

※振込口座の通帳の写しを添付してください（金融機関名・支店名又は店舗名・貯金種目・口座番号の確認できるページの写しを添付してください）

6 申請期限

毎年度 3 月 15 日まで

※事業完了から 1 か月以内に申請をしてください

※資材の購入・設置・支払いがすべて終わった段階で事業完了となります

※事業の一部でも、3 月 16 日以降になるようであれば、新年度（4 月 1 日以降）に申請をしてください

7 申請窓口

三次市土地改良区
（三次市十日市西六丁目 10-55）

※三次市役所農政課、三次市役所各支所でも可



三次市土地改良区 HP